

宮城県で衣料品製造業を営む申立会社が、売上の9割を占める取引先(有名ファッションブランド)からの要求により実施している製品の放射線検査費用について、被申立人が直接請求手続で賠償を拒否した平成25年7月から平成26年1月までの検査費用が賠償された事例。

900

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)において、申立人X株式会社(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記2の期間に限る。)に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害

検査費用(検査に伴う交通費・ガソリン代を含む)

2 期間

自平成25年7月1日 至 平成26年1月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金339,600円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項の2記載の期間に限る。)については、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年3月19日

(仲介委員 八木清文)